

つど はぐく
『みんなが集う みんなで育む』

やさ むす
みんなに優しい みんなを結ぶ

ちはやあかさか』

～夢を持って子育てができる 金剛山のむら～

第4次千早赤阪村総合計画 第11期実行計画

(令和3年度)



令和3年3月

千早赤阪村

目 次

本章

第1章 実行計画の概要

1 計画の性格	1
2 実行計画の構成	1
3 計画の期間及び見直し	1
4 計画の基本方針	2
5 実行計画事業の選定基準等	2

第2章 重点施策（プロジェクト事業）

第3章 分野別事業計画

1 事業計画の見方	5
2 実行計画むらづくり施策体系	6
基本柱1 安全・安心・環境	7
基本柱2 健康・福祉	9
基本柱3 教育・歴史・伝統	12
基本柱4 観光・産業・地域振興	13
基本柱5 建設・交通	15
基本柱6 協働・行政経営	16

第4章 計画の進行管理

個別事業計画

事業計画一覧	一覧
基本柱1 安全・安心・環境	柱①
基本柱2 健康・福祉	柱②
基本柱3 教育・歴史・伝統	柱③
基本柱4 観光・産業・地域振興	柱④
基本柱5 建設・交通	柱⑤
基本柱6 協働・行政経営	柱⑥

※個別事業計画に掲載している担当部署については、令和3年2月1日現在のものです。
今後の機構変更等により変更となる場合があります。

本 章

第1章 実行計画の概要

1. 計画の性格

○実行計画は、第4次千早赤阪村総合計画（以下「第4次総合計画」という。）の基本構想に掲げる将来像「みんなが集う、みんなで育む、みんなに優しい、みんなを結ぶ ちはやあかさか ～夢を持って子育てができる 金剛山のむら～」を実現するため、基本構想に定める基本柱をどのように実施していくのかを具体的に示すもので、毎年度の予算編成や当面の行政経営の指針となるものです。

○第4次総合計画は、厳しい行財政運営の中、限られた財源をいかに有効活用するのかに重点をおき、「あれもこれも」という総花的な事業展開ではなく、「選択と集中」を基本に策定したものであるため、将来像の実現に向けた具体策を示す実行計画においても、あたり前の事業などは掲載せず、真に必要で重点的、かつ優先的に事業展開すべき事業を中心に示します。

2. 実行計画の構成

○実行計画は『重点施策（プロジェクト事業）』及び『分野別事業計画』で構成します。

「重点施策（プロジェクト事業）」

- ・重点施策（プロジェクト事業）は、基本構想に示した3つのプロジェクトに基づき、計画期間内において先導的かつ戦略的に実施する事業の集合体として位置づけたもので、各プロジェクトを特に推進する事業として分野別事業計画から抜き出し、プロジェクトごとに取りまとめたものです。

「分野別事業計画」

- ・分野別事業計画は、むらづくり施策体系に基づき、計画期間内において取り組む施策や事業の概要等を示したものです。

3. 計画の期間及び見直し

○第4次総合計画が令和3年度まで1年延長されたことにより、基本構想の目標年次も令和3年度まで延長され、それに伴い、第11期実行計画の期間は、令和3年度のための1カ年とします。

○実行計画は毎年度ローリング方式（※1）により見直し、計画期間終了後、社会情勢等の変化に対応して次期実行計画を策定していますが、上記のことから、第4次総合計画が令和3年度で最終年度となり、第4次総合計画に関する実行計画は今回で終了となります。なお、重点施策（プロジェクト事業）は、テーマ解決のための先導的かつ戦略的な事業の集合体であり、継続的な取り組みが必要であることから、継続性等に留意し、適宜見直します。

○実行計画に位置付けられた事業であっても、計画に記載された計画年次及び年度事業費を担保するものではなく、予算編成作業により事業費（計画年次）は増減（変更）するもの

です。

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2 (最終年度)	R3
基本構想	計画期間 10 年 (H23～H32 年) 										延長
実行計画	第1期実行計画 計画期間 3か年(H23 年～H25 年)										
		第2期実行計画 計画期間 3か年 (H24 年～H26 年)			3か年ローリング方式により毎年度みなおし						
			第3期実行計画 計画期間 3か年 (H25 年～H27 年)			...					

※1 「ローリング方式」とは、総合計画など長期の事業計画の実施過程で計画と実績を毎年チェックし、計画的な目標達成を図る方式。

4. 計画の基本方針

○実行計画に掲げられた事業を進めるにあたっては、財源の確保に最大限努めるとともに、行政評価の考えを取り入れ、効果的・効率的に事業を進めます。

○それぞれの事業の実施にあたっては、基本構想に定める「むらづくりの姿勢」をもとに取り組みます。

《むらづくりの姿勢》

- ◆村民等と行政の役割の明確化による協働型社会の構築
- ◆行財政改革の推進
- ◆開かれた行政経営
- ◆広域行政の推進

5. 実行計画事業の選定基準等

○実行計画は、事務事業の中から「実行計画事業」を選定し、それらを中心に構成します。

(1) 事業費の仕分け

すべての事業費を下記のとおり、「義務的経費」、「その他の経常的経費」、「実行計画事業費」に仕分けします。なお、債務保証等を設定する事業は実行計画事業費に含めません。

①義務的経費

- ・公債費
- ・扶助費（国府補助事業及び法等の定めにより村の裁量が及ばない事業）
- ・人件費
- ・継続費、債務負担行為等
- ・選挙費
- ・統計調査費
- ・繰出基準に基づく他会計繰出金
- ・特別会計における保険給付費、繰出金

- ・基金への積立金、出資金等

②その他の経常的経費

- ・施設の維持管理費
- ・施設改良以外の施設維持補修費
- ・村有財産の維持管理費
- ・補助金のうち経常的なもの
- ・広域行政経費のうち経常的なもの
- ・関係機関、団体への負担金のうち経常的なもの
- ・各種団体や委員会の運営等に係る経常的なもの
- ・交付金のうち経常的なもの
- ・上記以外の経常的経費（一般事務経費で事務に要する需用費や旅費等）

③実行計画事業費

- ・①②を除くもの（政策的経費、投資的経費（普通建設事業費を含む）、臨時的に要する経費等）

（２）実行計画事業選定基準（新規事業、拡充事業、政策的継続事業）

【選定基準】

ア 総合計画との整合

基本構想及び施策の方向と基本的内容の達成に寄与する事業であること。

イ 達成に係る数値目標

事業達成に係る数値目標を持つ事業であること。

ウ 個性豊かなむらづくりに寄与する事業

限られた財源の中で、個性豊かなむらづくりに寄与する事業を優先すること。

エ 社会コストの低減に寄与する事業

例えば、健康診断の普及による医療費の抑制等、事業の実施により、社会コストの低減に繋がる事業等を優先すること。

オ 歳入の増加に寄与する事業

村税収入等、歳入の増加に寄与する事業

カ 継続的な事業のうち、政策的観点から実行計画事業とする事業

第2章 重点施策（プロジェクト事業）

1. 重点施策（プロジェクト事業）

- 「重点施策（プロジェクト事業）」とは、通常の事務事業や施策の垣根を越えた横断的なプロジェクトを組織し、一つのまとまりある事業として、先導的・優先的に推進していくものとして位置付けます。
- 基本構想に基づき、最重点目標として『人口の維持』、「地域の活性化」を掲げ、それらの目標を達成するための事業展開を進めます。
- 「重点施策（プロジェクト事業）」に該当する事業については、「個別事業計画の重点欄」に★印を付しています。

《基本構想における重点施策の展開》

最重点目標『人口の維持・地域の活性化』

① 重点施策『次世代育成プロジェクト』～子育て対策～

持続的かつ発展的な繁栄を実現するため、これからの本村を担っていく子どもたちが元気に育っていく環境整備をめざします。

【考えられる施策】

- 小・中一貫教育の推進
- 子育て支援策の充実
- 食育の推進

② 重点施策『住みたい“むら”プロジェクト』～住環境対策～

人口減少に歯止めをかけ、誰もが住みたいと思える魅力ある生活環境の形成をめざします。

【考えられる施策】

- 地域活動への支援
- 雇用確保のための企業誘致
- 公共交通の検討
- 定住策の推進
- 地産地消の推進 など

③ 重点施策『交流人口増加プロジェクト』～活性化対策～

にぎわいと活力を創出するため、自然資源と歴史資源を「観光資源」として活用させ、本村の魅力を最大限に引き出し、交流人口の増加をめざします。

【考えられる施策】

- 農業体験による交流
- 金剛山を拠点とした観光産業の展開
- 村民大学の開講
- 大都市圏からの観光客誘致 など

第3章 分野別事業計画

1. 事業計画の見方

○事業計画は、基本構想の「基本柱」ごとにその政策内容を具体化した基本施策・細施策・事業として掲載します。

○6つの基本柱と次に示す施策体系に沿って事業内容を掲載します。

○なお、施策によって再掲となる事業もあり、これらは中心となる施策に位置付けられる箇所内容に記述し、ほかは事業名だけを掲載します。

2. 実行計画むらづくり施策体系

基本構想		実行計画										
【むらづくりの夢像】 『みんなが 集う みんな で育む みんなに 優しい みんなを 結ぶ ちはやあかさん』 （夢を持って子育てができる金剛山（こにぎ）のむら）	【基本柱】	【基本施策】	【基本柱】	【基本施策】	【基本柱】	【基本施策】	【基本柱】	【基本施策】	【基本柱】	【基本施策】	【基本柱】	【基本施策】
	基本柱1 安全・安心・環境	01施策 防災対策の推進	01地域防災計画の改定 06耐震化の促進	02防災拠点の整備 07災害復旧	03通信手段の整備	04自主防災組織の強化・防災意識の啓発	05砂防施設などの整備					
		02施策 防災対策の強化	01防犯意識の啓発	02防犯体制の強化								
		03施策 消防・救急体制の充実	01消防車両・消防機材の充実	02消防団との連携強化	03消防・救急の広域化の推進	04救急救助体制の充実						
		04施策 水の安定供給	01水道施設の整備・補強	02水の安定供給の確保								
		05施策 ごみ減量化・再資源化の推進	01ごみ分別収集の推進	02ごみ再利用の推進	03ごみ処理施設の管理	04ごみ減量化の意識啓発						
		06施策 生活排水対策の推進	01下水道の整備	02個別浄化槽の助成・普及	03管渠・ポンプ施設の維持管理	04浄化槽の適正管理						
		07施策 自然環境の保全・活用	01環境教育の推進	02環境汚染の防止	03環境基本計画等の策定	04住民協働による事業推進	05自然エネルギーの有効活用					
	基本柱2 健康・福祉	01施策 健康増進・疾病予防の推進	01健康増進の推進	02疾病予防の推進	03健康管理システムの充実							
		02施策 地域医療体制の充実	01地域医療体制の充実									
03施策 食育の推進		01村の特長ある食育の推進										
04施策 高齢者福祉の推進		01高齢者の生きがいづくりの推進	02地域支援体制の充実	03介護予防・生活支援サービスの提供								
基本柱3 教育・歴史・伝統	05施策 障がい者福祉の推進	01自立支援と社会参加の促進	02相談・情報提供支援の推進	03地域生活支援サービスの提供								
	06施策 地域福祉の推進	01地域福祉の意識啓発	02住民による地域福祉の促進	03社会福祉協議会への支援	04やさしい心配りのむらづくり							
	07施策 子育て支援の推進	01地域における子育て支援	02保育サービスの充実	03要保護・要支援児童への対応	04子育て生活環境の整備							
	08施策 医療費の適正化	01健康管理対策の充実	02経営の健全化									
基本柱4 観光・産業・地域振興	01施策 学校教育の推進	01小・中・高教育の推進	02村の特色を生かした教育の推進	03外国語活動・教育の充実	04教育施設等の整備・教育環境の充実							
	02施策 地域教育力の向上	01地域に開かれた学校づくりの推進										
	03施策 歴史的・文化的遺産の保護	01文化財の調査・保護										
	04施策 生涯学習の充実	01生涯学習の推進	02生涯学習の環境整備	03図書室システムの充実								
基本柱5 施設・文通	01施策 観光の振興	01金剛山周回の整備・集客増 06観光情報発信の強化	02歴史・自然資源の活用による観光振興 07国内外からの観光客の誘致	03観光農業の促進 09受入体制の整備	04村の特産品のブランド化 09道の駅の発展	05広域観光の推進						
	02施策 農林業の振興	01従事者の確保・育成 06間伐などの林地保全	02経営指導・支援体制の強化	03遊休農地の解消 08地域産業の活性化	046次産業化の調査・研究 09農業振興地域の整備	05林業基盤の整備 10鳥獣被害対策						
	03施策 商工業の振興	01経営改善指導体制の充実	02企業等の誘致	03消費生活情報の提供	04地産品の販路拡大	05創業支援						
	01施策 生活道路等の維持	01村道の維持管理	02橋梁の維持管理	03交通安全施設の整備・充実	04生活関連施設の管理							
基本柱6 協働・行政経営	02施策 広域道路交通網の充実	01広域道路交通網の整備促進										
	03施策 公共交通の充実	01地域公共交通システムの構築										
	04施策 住環境の維持	01美しいまちなみづくり										
	01施策 協働によるむらづくり	01住民参画の機会の拡充	02広報・公聴活動の充実	03協働のシステムづくり								
【姿勢4】 広域行政の推進	02施策 コミュニティ活動の推進	01村内内外の交流活動の推進	02地域活動の支援の充実									
	03施策 人材教育・意識啓発の推進	01人材教育の推進	02人材の意識啓発									
	04施策 健全な行財政運営	01自主財源の確保 06総合戦略の策定等	02行財政改革の推進	03組織機構の管理	04人材育成と能力開発	05財政の健全化						
	05施策 事務事業評価制度の構築	01事務事業評価制度の構築	02外部評価制度の構築									
【姿勢2】 行財政改革の推進	06施策 行政の広域化の推進	01広域連携の推進										
	07施策 情報ネットワーク化の推進	01情報基盤の整備	02行政情報のネットワーク化									

基本柱 1 “安全・安心・環境”

～豊かな自然と共生し やすらぎのある暮らしを育む むらづくり～

基本施策 1 防災対策の推進

【基本的な考え方】

- 防災対策については、災害本部となる役場庁舎の老朽化が著しいため防災拠点の整備を進めます。また、災害に備えた防災資器材等の整備を進めます。
- 通信手段の整備については、緊急時、災害時に適切な情報の確保・伝達のための音達不良地域における戸別受信機の整備を進めます。
- 緊急時に備えた心構えの啓発や防災教育、防災訓練を実施により、自主防災意識の啓発に努めます。
- 近年の集中豪雨などによる山地崩壊や河川の増水による村民の生命や財産などへの被害を防止するため、砂防施設などの整備を大阪府に要望するなど、村民が安全で安心できる生活の確保に努めます。また、土砂災害による孤立化が懸念される集落において、避難所の整備を進めます。
- 土砂災害から村民の生命や財産を守るため雨量などの情報伝達や情報システムの整備を推進します。
- 災害時に重要な機能を果たす公共施設などの耐震化を優先的に推進するとともに、民間建築物の耐震化を促進するため、耐震診断や耐震改修などにかかる費用の一部を助成します。

基本施策 2 防犯対策の強化

【基本的な考え方】

- 犯罪のない明るい社会を築くために村民一人ひとりの防犯意識の向上に努めるとともに、広報やホームページなどを活用し、防犯意識の啓発に努めます。
- 関係機関との連携による防犯体制の強化に努めます。
- 青パト防犯パトロールを実施します。
- 防犯対策の強化については、地域での犯罪などを未然に防止し、村民が安心して暮らすことができるむらづくりをめざすため、防犯カメラを設置する等の適正な運用を図ります。

基本施策 3 消防・救急体制の充実

【基本的な考え方】

- 富田林市消防本部との連携による人員・消防車両・消防機材などの充実、また、消防団との連携強化により、消防体制の充実を図ります。
- 消防・救急の広域化の推進については、近隣市町や大阪府、国などの動向を踏まえ、広域化に向け検討を進めます。

基本施策 4 水の安定供給

【基本的な考え方】

- 老朽化した水道施設の整備・補強、水源の確保により、安定した水の供給に努めるとともに、村民のライフラインの確保を図ります。
- 経営の健全化に努めます。

基本施策5 ごみ減量化・再資源化の推進

【基本的な考え方】

- 容器包装リサイクルによる分別収集の推進により、ごみの分別収集・減量化を進めます。
- ごみの再利用の推進により、ごみの再資源化・再利用化を進めます。
- 南河内環境事業組合におけるごみ処理体制の充実や適切な施設管理の推進により、ごみ処理体制の充実を図ります。
- 村民意識の高揚を図るため、環境に関する情報発信に努めます。

基本施策6 生活排水対策の推進

【基本的な考え方】

- 下水道計画に基づいた計画的な下水道整備、個別合併浄化槽の普及や助成の拡充を図り、また、広報活動により水洗化を促進します。
- 整備済みの管渠・ポンプ施設の適切な維持管理を推進します。
- 浄化槽の適正な維持・管理を徹底するため、維持経費に対する助成や関係機関との連携など、設置者への指導や啓発に努めます。
- 保有する資産の老朽化に伴う、更新経費の増大や、人口減少に伴う使用料の減少等により、経営環境が厳しい中、経営の健全化に努めるとともに、経営状況の明確化を図るため、公営企業会計制度の導入を検討します。

基本施策7 自然環境の保全・活用

【基本的な考え方】

- 広報やパンフレット等の活用、学校教育や生涯学習の場で環境問題に関する学習機会の拡大や啓発活動により、環境に対する意識高揚を図ります。
- 河川や農道などにおける不法投棄の防止、水質や自然環境を保全するため、関係機関との連携強化により環境汚染の防止を推進します。
- 地球温暖化対策の推進にかかる実行計画として、地球温暖化対策実行計画を策定します。
- 環境保全団体等との連携（官民協働）により不法投棄対策など環境美化活動を推進します。
- 豊かな自然環境を生かした再生可能エネルギー、自然エネルギーの活用など、環境負荷の軽減となる取り組みを検討します。

基本柱２ “健康・福祉”

～心と体の健康を みんなで育む むらづくり～

基本施策１ 健康増進・疾病予防の推進

【基本的な考え方】

- 健康増進については、健康増進から疾病予防など総合的な保健施策の推進をはじめ、乳幼児期から高齢期までの各ライフステージに応じた各種検診や保健指導の充実、健康管理システムの充実、医療情報ネットワークの構築、ワクチン接種費用の助成などにより、保健施策の充実を進めます。
- 地域ボランティアと協力して地域住民の健康意識を高めるとともに、地域ボランティアの人材育成を図り、地域における健康づくり活動を推進します。
- 疾病予防については、感染症の予防などに努めるとともに、感染症の拡大を防ぎ、村民の健康及び生命の安全を守ります。
- 子どもの健やかな成長と発達、育児不安の軽減などを図りながら、健全な親子関係を築くことを目的としてきめ細かな母子保健事業の充実を図ります。

基本施策２ 地域医療体制の充実

【基本的な考え方】

- 近隣市町や関係機関との連携・協力により休日診療や小児救病診療、二次救急を実施し急病診療体制の確保に努めます。
- 国民健康保険診療所を中心に地域医療体制の充実を図ります。

基本施策３ 食育の推進

【基本的な考え方】

- 食育の推進をライフステージごとに適切かつ継続的に行うことにより、健全な食生活、正しい食習慣を啓発し、村民の健康増進を図ります。また、子育て支援の一環として就学前の子どもから小中学校を中心とした食育を推進します。

基本施策４ 高齢者福祉の推進

【基本的な考え方】

- 高齢者ができるだけ健康でいきいきとした生活を送れるよう生活習慣病の予防や生活機能低下を防止するための保健・予防事業等を推進します。
- 誰もが住み慣れた地域で介護予防に取り組み、自主的かつ日常的なものとして定着するよう、身近で参加しやすい教室の開催等を支援し、教室の卒業生を中心とした介護予防自主グループの育成を図ります。
- 学習機会の確保や内容の充実、就労やボランティアなど社会活動に関する情報提供体制の充実により、高齢者の生きがいづくりに努めます。
- 関係機関や地域との連携強化を図る中で、高齢者の現状を詳細に把握し、心身の状態に

応じたサービスを提供します。また、高齢者が地域社会から孤立しないため、積極的に社会参加ができるなど地域で支え合う環境の整備を進めます。

- 高齢者福祉については、ひとり暮らしへの配食サービスをはじめ要介護状態を予防する取り組みにより、介護予防サービスを提供します。
- 保健医療との連携や福祉の増進を包括的に支援する地域包括支援センターを中心に、各種関係団体との連携・強化を図り、地域全体が支え合うことにより高齢者が継続的に支援を受けられる環境づくりに努めます。
- 要介護者が安心して安全な日常生活を送り、心身の状態や環境に応じた在宅サービスが提供されるよう、サービスの質の確保を図るとともに、施設サービスにおいても質の向上を図ります。
- 介護保険サービスの安定的な供給のため、適正な介護保険事業運営を図ります。

基本施策5 障がい者福祉の推進

【基本的な考え方】

- 地域において自立した日常生活が営むことができるよう、教育機関や就労機関等との連携を図り支援します。また、職業訓練や雇用促進の機会の拡大により、自立支援の充実を進めます。
- 身近な生活の相談から障がい福祉サービスにいたるまで、関係機関との連携を図り、障がい者本人を中心とした相談や情報提供などの支援を推進します。
- 日常生活を営むうえで必要な在宅サービスなどの提供に努めるとともに、個々の状況に応じて利用できる施設サービスを提供します。また、健康診査や健康相談の実施により、障がいの早期把握に努め、状態に応じた適切な支援策を受けられる環境づくりに努めます。

基本施策6 地域福祉の推進

【基本的な考え方】

- 地域福祉については、各種団体への働きかけを通じた地域福祉の意識啓発、地域住民同士の自主的な支え合い活動の支援により地域福祉の充実に努めます。
- ボランティア団体の組織化をはじめ、情報提供、活動拠点の整備、学習機会の確保の支援、ボランティア活動の活性化など、社会福祉協議会への支援に努めます。
- 公共施設などの段差解消や手すり・点字ブロック・音声案内装置などバリアフリー化に努めるとともに、すべての人が安心して社会参加できる地域社会を形成するため広報・啓発活動の充実により、やさしい心配りのあるまちづくりを進めます。

基本施策7 子育て支援の推進

【基本的な考え方】

- 地域における子育て支援サービスの充実を図るとともに、子どもの居場所づくりや交流活動等により、子どもの健全育成に向けた子育て支援を推進します。

- 仕事と生活など多様な働き方に対応した子育て支援を展開し、仕事と子育ての両立支援を図るため、公私連携による幼保連携型認定こども園において就学前の子どもに教育・保育の一体的な提供を推進します。
- 直営の子ども家庭総合支援拠点において、要保護児童対策地域協議会等の関係機関と連携しながら子ども及び妊産婦、ひとり親家庭等に対し、家庭児童相談員等の専門職が、「子育て・生活支援（ヘルパー派遣、学習支援等）」「経済的支援（児童手当等）」の施策により、児童虐待防止や自立支援等を推進します。
- 子育て支援のため経済的負担の軽減を図るため、子どもにかかる医療費（入・通院）の一部助成を中学校卒業まで行います。
- 直営の地域子育て支援拠点「ひまわり」において、子育て世帯の交流の場を作ることでよりよい環境づくりを推進します。
- 子ども・子育て支援新制度の実施については、国の基本指針に基づき、質の高い幼児教育・保育・子育て支援を総合的に推進します。
- 安全・安心に妊娠・出産ができる環境づくりを推進します。
- 子育て世代包括支援センターで妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を推進します。

基本柱3 “教育・歴史・伝統”

～歴史・文化、人が育む むらづくり～

基本施策1 学校教育の推進

【基本的な考え方】

- 学校教育については、村の特色を生かした総合的な学習や情操教育の充実、小・中学校の一貫教育の推進により、村の特色を生かした教育を推進します。
- 学力の向上対策や道德教育の推進により、教育内容や道德教育の充実を進めます。
- 中学校卒業までに日常生活での簡単な英会話ができるよう外国語指導助手などによる語学指導などを実施し、国際感覚の養成に努めます。
- 小・中学校におけるコンピューターなどを活用した教育内容の充実により、情報化への対応を進めます。
- 学校施設の整備を計画的に推進し、学校の安全管理、危機管理体制の充実など児童・生徒が安心して学べる教育環境づくりに努めます。
- 教職員研修の充実をはじめ、多様な人材の活用、教育相談体制の充実を図ります。
- 学校給食については、児童・生徒の心身の健全な発達と食育の推進を図ります。
- 児童・生徒の減少を踏まえ、教育環境の適正化について検討します。

基本施策2 地域教育力の向上

【基本的な考え方】

- 地域教育力については、小学校・中学校施設の地域への開放など地域に開かれた学校づくりを推進します。また、学校・家庭・地域が連携し、児童・生徒を育成するなど地域との交流を促進します。

基本施策3 歴史的・文化的遺産の保護

【基本的な考え方】

- 歴史的・文化的遺産の保護については、村内に残る貴重な両遺産を後世にまで恒久的に伝えるため保護を進めるとともに、それらを調査・研究のもとに明確に評価し、積極的に活用します。

基本施策4 生涯学習の充実

【基本的な考え方】

- 生涯学習については、子ども講座、英語講座などを開催し、生涯学習機会の拡大を進めます。
- 誰もがいつでも身近にスポーツに親しみ、村民一人ひとりが生涯にわたって健康で活力に満ちた社会の実現を目指すため、ニュースポーツの普及など情報提供に努めます。また、スポーツ拠点として良好な環境を提供するため、村民運動場の夜間照明をLED照明に切替えるなど、スポーツ施設の維持管理に努めます。

基本柱4 “観光・産業・地域振興”

～地域資源を生かし村民の元気を育む むらづくり～

基本施策1 観光の振興

【基本的な考え方】

- 楠公さんゆかりの史跡などの歴史資源、金剛山などの自然資源を活用し、観光の振興及び地域の活性化を図ります。
- 道の駅ちはやあかさかの維持管理を実施し、休憩施設として快適な空間の提供に取り組み、観光振興や利用者サービスの向上を図ります。
- 金剛山周辺施設の維持管理を実施し、登山客の安全性の確保や利便性の向上に取り組みます。

基本施策2 農林業の振興

【基本的な考え方】

- 農業については、ナスやキュウリ、ミカン、切り花などの特産物のほか、いちごなど新たな農作物の生産拡大に取り組み、特産物のブランド化及び村内外へのPRにより、地域の条件を生かした農業の振興を図ります。
- 農業振興地域整備計画に基づき優良な農地を確保・保全するとともに、農業振興のための各種施策に取り組みます。
- 遊休農地の発生抑制及び担い手への集約による農地の保全・管理を進めます。
- 有害鳥獣による農作物被害を防止するため、鳥獣被害防止計画に基づき、千早赤阪村鳥獣被害対策実施隊を組織し、農産物被害の削減・防止対策に取り組みます。
- 農道・水路などの整備により、農業基盤の充実を図ります。
- 新規就農者への支援、農業従事者のネットワークづくりにより、農林業の担い手の確保・育成を促進します。
- 農の活性化プロジェクトや農林業が有する魅力を周知する活動を通じて、本村農林業の活性化を図ります。
- 林道の整備・改良・維持・管理など林業基盤の充実を図るとともに、林地の保全・管理・間伐などを促進し、林業振興を図ります。
- 国の森林環境譲与税を活用し、森林の持つ多面的機能を発揮させ、災害防止を図るため、奥地等の条件不利により、経営管理ができていない森林での間伐等を促進します。
- 河内長野市との森林事業連携協定に基づき、府内の他自治体に森林環境譲与税活用の提案を連携して行うことにより、地元産材である「おおさか河内材」のさらなる普及に向けて木材利用を促進します。

基本施策3 商工業の振興

【基本的な考え方】

- 関係機関との連携を図りながら、創業に関する相談対応やセミナー実施などに取り組み

ます。

- 大森地区をはじめ、企業誘致を推進するため環境を整備するとともに、起業支援、自然環境や農林業と連携した観光・交流型ビジネスによる企業誘致にも努めます。
- 消費者に対する正しい知識の普及や消費者教育の充実に努めるとともに、消費者相談業務を富田林市・河南町・太子町と共同実施します。

基本柱5 “建設・交通”

～村民の快適な暮らしを育む むらづくり～

基本施策1 生活道路の維持

【基本的な考え方】

- 村道整備計画に基づき維持・補修工事を推進します。
- 橋りょう長寿命化計画に基づき、維持・修繕工事を推進します。
- 村道のカーブミラーやガードレールなどの交通安全施設を整備し、安全な交通環境の維持に努めます。また、見通しの悪い道路には安全運転を促す啓発看板などの設置を進めます。

基本施策2 広域道路交通網の充実

【基本的な考え方】

- 国道309号河南赤阪バイパスの早期完成など広域幹線道路網の整備を国・府に要望し、通勤・通学、来訪者などの利便性の向上やアクセス強化を進めます。

基本施策3 公共交通の充実

【基本的な考え方】

- 超高齢化社会の中、今後、高齢者などの移動手段の確保が重要であり、新たな地域公共交通システムや既存の交通体系の連携改善により、村に適した交通体系を総合的に検討します。

基本施策4 住環境の維持

【基本的な考え方】

- 地域の特性を生かした村民によるむらづくりを推進するとともに、適切な土地利用の誘導に努めます。
- 村独自の美しいまちなみを保持するため、景観に配慮したまちづくりに努めます。

基本柱6 “協働・行政経営”

～村民と行政がともに育む むらづくり～

基本施策1 協働によるむらづくり

【基本的な考え方】

- 各種計画策定などの際に設置される審議会・委員会などへの住民参画の拡充、村民へのむらづくりへの意識啓発など、参画型むらづくりへの機会拡大を図ります。
- 行政の説明責任の向上を図るため、広報紙やホームページなどの各種媒体を活用した行政情報の積極的な発信に努め、公平・透明な行政運営を推進します。
- 村民と行政とのパートナーシップを発揮するために協働型社会のシステムの構築に努めます。

基本施策2 コミュニティ活動の推進

【基本的な考え方】

- 村民の手によるむらづくりを目標に展開されるコミュニティ活動に対し、場所や機材の提供をはじめ、地域活動への支援を進めます。

基本施策3 人権教育・意識啓発の推進

【基本的な考え方】

- 基本的人権については、学校・職場・地域社会などで人権に関する教育・啓発活動の充実により、基本的人権が尊重されるむらづくりを進めます。
- 男女共同参画については、個人・企業・行政などのそれぞれの場において男女平等意識を啓発するとともに、男女共に社会の中で責任を担い、自らの能力や個性などを発揮できる環境整備に努めます。
- 様々な社会活動の場において女性の参画の促進、また、女性問題に対する相談体制や情報提供の充実により、女性の社会進出支援に努めます。

基本施策4 健全な行財政運営

【基本的な考え方】

- 財政基盤を強化するため、村税等の徴収率向上を図るなど自主財源の確保により、健全な財政の運営を進めます。
- 従来の行政が行う村民へのサービス提供の役割を分担し協働によるむらづくりを進めるため、新たな視点による施策や事務事業の見直し、事務の効率化、組織体制の改革により、行財政改革を推進します。
- 少数精鋭による職員定数の管理に努めるとともに、簡素で効率的な組織機構を構築します。また、効率的な行財政運営を図るため、一部行政サービスの外部委託や民間活力の導入の検討を進めます。また、災害発生などに対し、迅速かつ的確に対応ができる庁内体制の整備を図ります。

- 職員の資質と能力の向上を図るため、職員研修の充実などによる人材育成に取り組むとともに適正な人事評価制度を構築し、能力・実績を重視した人事管理を推進します。
- 財政計画とマネジメントサイクルとの整合性を図り、歳入を基軸とした予算編成に努めます。また、自主財源の確保や財源の重点的かつ効率的な活用により、財政の健全化を図ります。

基本施策5 事務事業評価制度の構築

【基本的な考え方】

- 施策や事業などを評価するシステムとして事務事業評価を実施します。
- 限られた財源を活用して実施する各種施策は、その目標のもとに着実に実行される必要があることから、庁内体制による進行管理を進めます。

基本施策6 行政の広域化の推進

【基本的な考え方】

- 地方分権への対応に備えるため、福祉、生活環境、まちづくり、防災など広域的な行政課題について、近隣市町との広域連携による共同処理を推進します。

基本施策7 情報ネットワークの整備

【基本的な考え方】

- 情報ネットワークについては、コンピューターネットワークなどを通して住民や村外との交流拡大により、庁内ネットワークシステムなどの整備を図ります。
- 行政内部に専門知識を有し技術的な問題に対処できる人材の育成により、情報化に対応できる人材育成を進めます。
- 情報通信基盤を活用し、行政から住民への情報発信を充実し、行政情報を入手できる環境整備の推進により、高度情報通信基盤の整備を図り行政情報の発信を行います。
- 保健・医療・福祉、生涯学習、防災などの情報ネットワークの整備により、住民生活を支援する情報ネットワークシステムの整備を図ります。
- マイナンバーカードの交付率向上に努めます。
- 行政手続きのオンライン化、簡素化などの検討、防災や福祉をはじめ様々な分野において地域のデジタル化に向けた調査研究について取り組みます。

第4章 計画の進行管理

1. 計画の進行管理

基本構想における基本柱を実現していくため、協働によるまちづくりを基本としながら、情報公開の推進のもと、「PDCAサイクル」(Plan計画→Do実行→Check評価→Action改善)により各施策の進捗状況とその成果を継続的に評価し、適正な進行管理を進めます。

2. 推進体制

